

無料低額診療事業のご案内

奄美医療生協 奄美中央病院

<無料低額診療事業とは>

生活困難な方が経済的な理由によって、必要な医療サービスを受ける機会を制限されることのないよう、無料または低額な料金で医療利用を行うもので、社会福祉法に位置付けられている事業です。

奄美医療生協は社会福祉法に基づき、生活に困り医療費の支払いが困難な方に対し、医療費の減額または免除を行う制度を2011年5月より実施します。

<制度を利用していただける方>

奄美中央病院を受診される方で下記の条項に該当しかつ申請された方が適用となります。

- 世帯収入が当法人の診療費減免に関する基準を満たす方で、医療費の支払いが困難な方を対象とします。
- 該当する世帯の所得状況を証明できる書類（源泉徴収票・課税証明書・給与明細票等）を提出できる方を対象とします。

<対象となる医療費>

- 申請された病院・診療所の診療費に対し、保険分自己負担額を減額または免除します。その対象は、各医療保険の自己負担限度額（限度額適用認定証額等）までとなります。
- 尚、標準負担額（入院食事代）や院外処方箋による調剤薬局での負担金は対象となりません。

<窓口>

地域医療連携室、相談窓口、職員へご遠慮なく申し出てください。医療費の公費負担制度の活用についてもご相談に応じます。

<利用のご案内>

地域医療連携室担当者が相談にのります。お話の内容により、無料・低額診療の利用が可能かどうか判断します。適用とならない場合でも、医療費の支払いのほか、当面の生活などについても相談に応じます。

他の公的な制度の適用が可能な場合は、その手続をお勧めすることになります。

無料・低額診療は、生活が改善するまでの一定期間の措置です。公的な制度や社会資源の活用、生活改善の方向を見つけて、一緒に生活を立て直していきましょう。

